

高知大学地方創生人材育成基金規則

平成 27 年 9 月 29 日
規 則 第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学に企業等から受け入れる寄附金に基づき奨学基金を設立し、その取り扱いに関し必要な事項を定める。

(名称)

第 2 条 奨学基金の名称は、高知大学地方創生人材育成基金（以下「基金」という。）とする。

(目的)

第 3 条 基金は、高知の将来を考え、高知に根ざし、高知のために真に貢献しようとする学生を対象に奨学金として給付することにより、将来にわたり高知で生計を立て、その発展に貢献する人材の育成に資することを目的とする。

(基金の管理)

第 4 条 基金の管理は、学長が行う。

(事業)

第 5 条 基金は、第 3 条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業の用に供するものとする。

- (1) 高知県内で就労する意思を有する学生への奨学事業
- (2) その他前号に掲げる事業に関連する事業

2 前項第 1 号に規定する事業の名称は、高知大学地方創生人材育成基金奨学金とする。

(事業の実施)

第 6 条 前条に規定する事業の実施については、別に定める。

(事業年度)

第 7 条 事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(庶務)

第 8 条 基金の事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。